

北里大学病院長候補者選考規程

平成 9 年 3 月 14 日制定
平成 11 年 12 月 16 日改正
平成 14 年 12 月 20 日改正
平成 16 年 10 月 1 日改正
平成 20 年 12 月 19 日改正
平成 27 年 2 月 20 日改正
平成 30 年 1 月 19 日改正
2020 年 12 月 18 日改正

(趣旨)

第 1 条 北里大学病院長候補者（以下「候補者」という。）の選考は、この規程の定めるところによる。

(候補者の選考)

第 2 条 候補者の選考は、次の各号の一つに該当する場合に行う。

- (1) 病院長の任期が満了するとき。
- (2) 病院長が辞任を申し出て、理事会がこれを承認したとき。
- (3) 病院長が欠員となったとき。

(選考時期)

第 3 条 候補者の選考の時期は、次の各号のとおりとする。

- (1) 前条第 1 号に該当する場合は、任期満了の 60 日前までに開始する。
- (2) 前条第 2 号又は第 3 号に該当する場合には、速やかに開始する。

(病院長の任期)

第 4 条 病院長の任期は 3 年とし、改選された年の 7 月 1 日に始まり、3 年後の 6 月 30 日に満了する。ただし、再任を妨げない。

- 2 第 2 条第 2 号又は第 3 号に該当する病院長の任期は、前任者の残任期間とする。

(病院長の専従制)

第 5 条 病院長は、学校法人北里研究所業務基準・権限基準に関する規程及び北里大学病院（以下「大学病院」という。）設置規程等に定める業務を担う重責にあることから当該職務に専従するものとする。

- 2 前項の趣旨に基づき、病院長の就任に伴い、大学病院における科長相当職以上の職を解くものとし、後任者は所属する診療科より充てるものとする。

(候補者の資格)

第 6 条 候補者の資格は、原則として北里大学専任教授又は科長相当職以上で大学病院に勤務する医師とする。

2 前項にかかわらず、学外者にあって前項と同等又はそれ以上の学識経験等を有する医師は、候補者となることができる。

3 第1項に定める「勤務する医師」とは、大学病院から職務手当が支給されている者を指す。

(候補者の資質・能力)

第6条の2 病院長は、高度な医療安全の確保に関する法的責務を負っており、病院長には医療安全管理について十分な知見並びに病院運営に関し次の資質・能力を有し、リーダーシップを発揮できる者とする。

(1) 高度な医療安全確保のために必要な資質・能力。

(2) 高度な医療を司る特定機能病院の管理運営上必要な資質・能力。

(選考委員会の設置)

第7条 大学病院に、次の各号に定める者で構成する選考委員会を設置する。

(1) 大学病院に勤務する医師及び歯科医師で科長相当職以上の者の中から互選された者 4人

(2) 大学病院専任職員で医師並びに歯科医師以外の科長、技師長、師長及び課長相当職以上の中から互選された者 4人

(3) 医学部教授会の互選による者 4人

(4) 医療系研究科長、及び薬学部長、看護学部長、医療衛生学部長が、それぞれの学部の専任教授の中から推薦する者各1人 計4人

(5) 本法人と特別の関係がある者以外の者で、大学病院が選出した外部有識者 2人
特別の関係がある者以外の者とは、以下の条件を満たすものを基本とする。

ア 過去10年以内に本法人と雇用関係がない。

イ 過去3年間において、年間50万円以上の寄付金・契約金等を本法人から受領していない。

ウ 過去3年間において、年間50万円以上の寄付を本法人に対して行っていない。

(6) 本規程に定めた、委員会委員の名簿、経歴、及び選定理由、管理者の選考過程及び選考理由については、医療法施行規則の定めにより遅滞なく公表する。

(選挙管理者)

第8条 選挙管理者は、事務部長とし、選考委員会の招集並びに選考委員会委員長が選出されるまでの間の議事進行を担当する。

(選考委員会)

第9条 委員のうち1人を委員長とし、委員の互選により定める。委員長は、議長となり議事を総括する。

2 選考委員会に副委員長1人を置くことができる。

3 副委員長は、委員長が指名する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

5 選考委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立する。委任状による出席及び議決は認めない。

6 選考委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。

7 委員長は、選考委員会において、選考委員として議決権を行使する。

(開票立会人)

第10条 委員長は、委員の中から開票立会人2人を指名する。開票作業は事務局が行い、開票立会人は開票作業に立ち会う。

(候補者の選考)

第11条 選考委員会は、第6条第1項及び第2項、第6条の2に定める候補者資格を有する者の中から、出席の各委員が3人以内の一次候補者を無記名にて推薦する。

2 前項で推薦された一次候補者の中から、委員ひとりにつき3人以内を無記名投票し、上位得票者3人を最終候補者として選出する。なお、同順位者がある場合は、候補者に加えることができる。

3 選考委員会は、最終候補者の得票数及び順位は公表しないものとする。

(最終候補者の推薦)

第12条 委員長は、選考委員会で選出された3人以上の最終候補者を理事長に推薦する。

2 最終候補者に辞退者が発生した場合は、次点候補者を繰り上げるなどして、少なくとも3人以上の最終候補者を選出するものとする。

(事務局)

第13条 この選考に関する事務局は、事務部総務課とする。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、大学病院経営会議の議を経て、北里研究所理事会で決定する。

附 則

1 この規程は、平成20年12月19日から施行する。

2 この規程の施行にあたり、「北里大学病院長・北里大学東病院長候補者選考に関する規程」及び「北里大学病院長一次候補者選考に関する内規」は廃止する。

附 則

この規程は、平成27年2月20日から施行する

附 則 (北学総第29-09634号)

この規程は、平成30年1月19日から施行する。

附 則 (北学総第2020-08738号)

(施行期日)

本規程は、2020年12月18日から施行する。